

6 乗用車(軽自動車)(令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)

区分				税率	
				自家用	営業用
電気軽自動車、 天然ガス軽自動車(平成30年排出ガス基準適合または平成21年排出ガス基準10%低減)				非課税	
ガソリン自動車 (ハイブリッド車を含む。)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成30年排出ガス基準50%低減達成 または ・ 平成17年排出ガス基準75%低減達成 	かつ	令和12年燃費基準80%達成かつ 令和2年燃費基準達成	非課税	
			令和12年燃費基準75%達成かつ 令和2年燃費基準達成	1%	0.5%
			令和12年燃費基準70%達成かつ 令和2年燃費基準達成	2%	1%
	上記以外			2%	2%

(注1) 令和12年度基準エネルギー消費効率および令和2年度基準エネルギー消費効率を算定していない軽自動車であって、平成22年度基準エネルギー消費効率を算定している軽自動車については、「R12年度燃費基準80%達成」は「H22年度燃費基準+73%達成」に、「R12年度燃費基準75%達成」は「H22年度燃費基準+62%達成」に、「R12年度燃費基準70%達成」は「H22年度燃費基準+51%達成」に、「R2年度燃費基準達成」は「H22年度燃費基準+50%達成」に読み替えます。

(注2) 令和12年度基準エネルギー消費効率を算定していない軽自動車であって、令和2年度基準エネルギー消費効率および平成27年度基準エネルギー消費効率を算定している軽自動車については、「R12年度燃費基準80%達成」は「R2年度燃費基準116%達成」に、「R12年度燃費基準75%達成」は「R2年度燃費基準109%達成」に、「R12年度燃費基準70%達成」は「R2年度燃費基準102%達成」に読み替えます。